

2019年4月27日から5月6日までの ゴールデンウィーク 期間中の外来診療の 実施について

2019年3月1日 更新

広島市民病院では4月30日から5月2日までの3日間、平日と同様の外来診療を行います。

なお、この期間についても、初診の方は紹介状が必要となります。紹介状をお持ちでない方は保険診療費とは別に「非紹介患者加算初診料」医科5,400円（税込）、歯科3,240円（税込）のお支払いが必要となりますのでご注意ください。

日 付		対 応
4月	27日（土）	休診
	28日（日）	
	29日（月・祝）昭和の日	
	30日（火）休日	開院
5月	1日（水・祝）天皇即位の日	開院
	2日（木）休日	開院
	3日（金・祝）憲法記念日	休診
	4日（土・祝）みどりの日	
	5日（日・祝）こどもの日	
	6日（月）休日	